

保健体育センター表彰および各種奨励金の関係(概要)

保健体育センターで運用している保健体育センター表彰は、学生センターで運用している各種奨励金（「開かれた法政 21」奨学・奨励金、「L・U 奨学金」団体スポーツ奨励金）と対応して運用されています。それぞれの対応関係は下記の通りで、奨励金に申請された場合は同時に保健体育センター表彰にも申請されたこととみなされます。

保健体育センター表彰

表彰の種類は 個人 3 種類、団体 1 種類 です。

最優秀選手賞

- ・オリンピック 3 位入賞
- ・世界記録樹立
- ・全年齢対象の世界選手権にて 8 位以内入賞
- ・日本記録樹立 他

優秀選手賞

- ・オリンピック出場
- ・全日本学生選手権優勝
- ・年齢別日本代表として試合に出場 他

功労賞

- ・主将、主務を務めた者
- ・体育会本部運営に貢献した者 他

優秀団体賞

- ・団体競技の全日本学生選手権で 4 位以上
- ・個人競技の団体種目別の日本学生選手権で優勝 他

学生特別表彰

- ・「オリンピック 3 位入賞」
「世界記録樹立」
⇒特別賞、150 万円授与
- ・「世界選手権 8 位以内」
「日本記録樹立」
⇒奨励賞、当該年度の年間授業料相当額授与

「開かれた法政 21」 奨学・奨励金

- ・オリンピック出場
⇒ 40 万円
- ・その他の条件に該当
⇒ 20 万円

「L・U 奨学金」団体スポーツ奨励金

- ・団体競技の場合
⇒優勝・100 万円、準優勝・50 万円、
ベスト 4・25 万円
- ・個人競技における団体種目
⇒優勝・50 万円
- ・個人競技における団体戦種目別
⇒優勝・20 万円

奨励金の種類は 個人 2 種類、団体 1 種類 です。

学生センター運用奨学・奨励金

保健体育センター表彰基準

規定第1284号

(目的)

第1条 本基準は、スポーツ分野で優れた実績を挙げた学生及び学生団体、並びに体育会各部の運営に功労のあった学生と部長・監督を適切に表彰するために定める。

(表彰の対象)

第2条 本基準にて表彰対象となる競技は、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会にて実施される競技、又は本学体育会各部の競技とする。

(表彰の種類)

第3条 本基準による表彰は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 最優秀選手賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 功労賞
- (4) 優秀団体賞

(最優秀選手賞)

第4条 第2条に定める競技において、次に掲げる基準のいずれかを満たした者は、最優秀選手とし、最優秀選手賞を授与する。

- (1) オリンピック競技大会あるいはパラリンピック競技大会の個人又は団体種目で3位以内に入賞
- (2) 世界記録を樹立
- (3) オリンピック競技大会あるいはパラリンピック競技大会若しくは両競技大会において実施される競技における世界選手権大会（年齢制限のないナショナルチームが出場する主要大会。年代別代表が出場する大会は除く）の個人、又は団体種目で8位以内に入賞
- (4) 日本記録樹立等の顕著な記録を残す

(優秀選手賞)

第5条 第2条に定める競技において、次に掲げる基準のいずれかを満たした者は、優秀選手とし、優秀選手賞を授与する。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会及び各競技の世界選手権大会のいずれかに日本代表として選出された者
- (2) 体育会各部の競技における全日本選手権大会又は全日本学生（大学）選手権大会で優勝
- (3) 体育会各部の競技における年齢別世界選手権大会に日本代表として選出され試合に出場

(功労賞)

第6条 次に掲げる基準のいずれかを満たした者は、功労者とし、功労賞を授与する。ただし、学生の授与は各部2名を上限とし、部長又は監督の授与は、退任する年度の年度末とする。

- (1) 最優秀選手を除いた学生のうち、主将又は主務を務めた者、若しくは体育会各部及び体育会本部の運営に貢献した者
- (2) 体育会各部の部長を4年以上務めた者
- (3) 体育会各部の監督を4年以上務めた者

(優秀団体賞)

第7条 第2条に定める競技において、次に掲げる基準のいずれかを満たした体育会各部は、優秀団体とし、優秀団体賞を授与する。なお、各競技の基準については別表のとおりとする。

- (1) 体育会各部の競技（団体同士が対抗して行うもの）における全日本学生選手権で4位以内の成績を収める
- (2) 体育会各部の競技（前号を除くもの）における全日本学生選手権の団体種目別で優勝する

(表彰の決定)

第8条 表彰の決定は、保健体育センター会議の議を経て、保健体育センター長が決定する。

(奨学・奨励金等受給資格者として推薦)

第9条 最優秀選手賞、優秀選手賞及び優秀団体賞を授与された個人又は団体は、次の各号のとおり奨学・奨励金等受給資格者として保健体育センター長から学生センター長に推薦することができる。

- (1) 最優秀選手のうち、「法政大学学生特別表彰規程」第3条第1項第1号の特別賞に該当する者
- (2) 最優秀選手のうち、「法政大学学生特別表彰規程」第3条第1項第2号の奨励賞に該当する者
- (3) 優秀選手のうち、「法政大学「開かれた法政21」奨学・奨励金給付規程施行細則（スポーツ奨励金）」に該当する者
- (4) 優秀団体のうち、「法政大学L・U奨学金給付規程」第4条第1項第2号の団体スポーツ奨励金に該当する団体

(所管)

第10条 本基準に関する事務は保健体育センターが行う。

(改廃)

第11条 本基準の改廃は、保健体育センター会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 本基準は2019年4月1日から施行する。

別表

(追52)

法政大学学生特別表彰規程

規定第427号
一部改正 2018年 2月 1日

(目的)

第1条 本学学生にして学術、スポーツなどで、顕著な成果を揚げ、国際的な評価、あるいはこれに次ぐ評価を受け、本学の名を高めることに著しく寄与した者を表彰する。

(表彰の種類及び内容)

第2条 表彰の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 法政大学特別賞 国際的な評価を受けた者に対し行う。
- (2) 法政大学奨励賞 前号に次ぐ評価を受けた者に対し行う。
- 2 表彰は、正賞（賞状）及び副賞をもって行う。
- 3 副賞については、別に定める。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、第1条に該当し、かつ次の基準による者を対象とする。

- (1) 特別賞 学術においては、その成果が顕著なもの、スポーツにおいては、オリンピック3位以内入賞者
- (2) 奨励賞 学術、スポーツにおいてその成果が特別賞に次ぐ者

(表彰の決定)

第4条 表彰は、総長が決定し授与する。

(表彰の時期及び形式)

第5条 表彰の時期及び形式については、学生センター及び関連部局の協議により決定する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、学生センター会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

- 2 この規程の事務局は、学生センター市ヶ谷学生生活課とする。

付 則

- 1 この規程は、昭和62年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和59年3月22日施行の法政大学特別賞規程は廃止する。
- 3 この規程は、2018年2月1日から一部改正し、施行する。

(追51)

○法政大学学生特別表彰の副賞に関する内規

規定第428号
一部改正 2008年 4月 1日

第1条 法政大学学生特別表彰規程第2条第3項に定める副賞については、次のとおりとする。

- (1) 特別賞は、1,500,000円を授与する。
- (2) 奨励賞は、当該年度年間授業料相当額を授与する。

付 則

- 1 この内規は、昭和62年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、2008年4月1日から一部改正し、施行する。

法政大学「開かれた法政21」奨学・奨励金給付規程施行細則（スポーツ奨励金）

規定第724号

一部改正 2003年12月 1日 2007年 4月 1日
2008年 4月 1日 2011年 4月 1日
2018年 4月 1日 2018年 6月 5日
2019年 4月 1日

（目的）

第1条 この細則は、法政大学「開かれた法政21」奨学・奨励金給付規程第3条に定めるスポーツ奨励金（以下「本奨励金」という。）の選考・給付を円滑に行うための事項について定める。

（給付目的）

第2条 本奨励金は、スポーツ分野に対する支援を通じて、本学の活性化を促進することを目的とする。

（受給資格者）

第3条 本奨励金の受給資格者は、原則として体育会に所属し、当該年度に次の各号の実績を残した者とする。ただし、競技日程により当該年度中の手続きが完了しない3年生以下の者に限り、次年度の受給資格者とすることができる。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会及び各競技の世界選手権大会のいずれかに日本代表として選出された者。
 - (2) 全日本選手権大会又は全日本学生（大学）選手権大会で優勝した者。
 - (3) 年齢別世界選手権大会に日本代表として選出され試合に出場した者。
- 2 前項の定めにかかわらず、体育会に所属していない者で、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会にて実施される競技種目において、前項のいずれかに該当する者は申し出により受給資格者とする。
- 3 その他、第1項第1号及び第2号に準ずるものとして、保健体育センターが推薦した者を受給資格者とすることができる。

（金額）

第4条 本奨励金の給付金額は、次に掲げる各号のとおりとする。ただし、前条第2項及び第3項の規定により受給資格を得たものは、次の各号のいずれかに該当させるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者は40万円
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に該当する者は20万円

（手続）

第5条 保健体育センターは、第3条に定める受給資格者の名簿を、学生センター厚生課に提出する。

2 学生センター厚生課は、所定の手続きを経て決定した奨学生に本奨励金を給付する。

（改廃）

第6条 この細則の改廃は、学生センター会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この細則は、2002年4月1日から施行し、2003年4月1日現在の在籍学生より適用する。
- 2 この細則は、2003年12月1日から一部改正し施行する。
- 3 この細則は、2007年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この細則は、2008年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この細則は、2011年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この細則は、2018年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この細則は、2018年6月5日から一部改正し施行する。
- 8 この細則は、2019年4月1日から一部改正し施行する。

（追52）

L・U奨学金給付規程

規定第947号

一部改正 2011年 4月 1日

2017年4月1日

2018年4月1日

(目的)

第1条 法政大学(以下「本学」という。)は、指定する試験に合格した学生及び団体(団体種目)スポーツにおいて優れた成績を収めた学生団体を奨励するためにL・U奨学金給付制度を設定する。

(資金)

第2条 本奨学金は、L・U奨学基金から生じる果実を財源とする。

(種類)

第3条 本奨学金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) L・Uキャリア・アップ奨励金
- (2) 団体スポーツ奨励金

(給付金額)

第4条

- (1) L・Uキャリア・アップ奨励金
指定試験合格者 200,000円(2021年度以降合格者より50,000円)
- (2) 団体スポーツ奨励金(当該団体へ支給)

団体競技の場合

優勝 1,000,000円

準優勝 500,000円

ベスト4 250,000円

個人競技における団体種目の場合

優勝 500,000円

個人競技における団体戦で種目別の場合

優勝 200,000円

ただし、3種目以上優勝の場合でも上限は1部につき500,000円とする。また、総合優勝の場合は500,000円とする。

(受給資格者)

第5条 本奨学金は本学学部(通信教育部生、科目等履修生は除く。)、次の2項に該当する学生及び3項に該当する団体に給付することができる。

2 L・Uキャリア・アップ奨励金

気象予報士試験、行政書士試験、高度情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャー試験、システムアーキテクト試験、ITストラテジスト試験、ITサービスマネージャー試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験)、情報処理安全確保支援士試験、社会保険労務士試験、税理士試験(複数科目合格者に在学中1回のみ給付)、中小企業診断士試験、通訳案内士試験、不動産鑑定士試験に合格した者。

3 団体スポーツ奨励金

(1) 団体競技の場合

全日本学生(大学)選手権レベル以上の大会で優勝、準優勝又はベスト4入りしたチーム。

なお、団体競技には、アメリカンフットボール、サッカー、アイスホッケー、ハンドボール、野球、準硬式野球、バレーボール、陸上ホッケー、バスケットボール、ラグビー、ラクロスで別表に示す対象大会が該当する。

(2) 個人競技における団体戦及び団体戦で種目別の場合

全日本学生(大学)選手権レベル以上の大会で優勝したチーム。

別表による体育会の対象大会が該当する。

(申請手続き及び時期)

第6条 本奨学金の給付を申請する者は、奨学生願書（実績又は合格を証明する書類を添付）を各地区担当部局経由で総長に提出しなければならない。

2 申請時期は、毎年度2月とする。

(選考及び決定)

第7条 L・Uキャリア・アップ奨励金は、学生センター会議で選考し、総長が決定する。

2 団体スポーツ奨励金は、保健体育センターで出願資格審議後、学生センター会議で選考し、総長が決定する。

(取消)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、委員会の議を経て総長がその資格を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき
- (2) 退学若しくは除籍されたとき
- (3) その他奨学生として適当でないと認められたとき

(返還請求)

第9条 本学は前条の定めにより奨学生の資格を取り消した者に対し、給付した奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第10条 本奨学金に関する事務は学生センターが行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生センター会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2008年1月16日から施行する。
- 2 この規程は、2008年4月1日から一部改正し、施行する。
- 3 この規程は、2011年4月1日から一部改正し、施行する。ただし、第5条第2項にかかわらず、外務専門職試験、家庭裁判所調査官補I種試験、裁判所事務官I種試験に合格した者については、移行措置として、2011年度末まで奨学金支給対象とする。
- 4 この規程は、2017年4月1日から一部改正し、施行する。
- 5 この規程は、2018年4月1日から一部改正し、施行する。

別表

(追51)

各種提出物一覧

	種類	期限	備考	ページ
	主将・主務・会計担当者届	1月10日		29
	指導者名簿			30
【補】	国内遠征費補助願・ 国内・海外遠征予決算書	随時 (1月末締め)	詳しくは p39参照	42・44
【補】	海外遠征費補助願・ 国内・海外遠征予決算書			43・44
【補】	学外施設使用補助願・ 学外施設練習場領収書一覧表			45・46
【補】	高額機器購入補助願			47
	保険加入名簿（現部員） （スポーツ安全保険など）	3月末		/
	入部願・届	4月末	以降、その都度1週間以内	31
	部員名簿			/
	保険加入名簿（新入部員） （スポーツ安全保険など）		加入は入部と同時 それ以降は随時	/
【補】	運営費補助願	4/1～5/31	詳しくは p39参照	40
【補】	体育会活動費補助願			41
【会】	収支決算書・収支予算書	5月末	詳しくは p39参照	53～60
【会】	金銭出納帳			63
【会】	現金有高票			64
【会】	スポンサー契約報告書	5月末	収支決算書に添付	72
	退部願・届	その都度1週間以内		32
	競技成績報告書	随時	大会終了、1週間以内	33
	合宿・大会参加届/参加者名簿		事前提出	34・35
【補】	優勝祝賀会補助願		詳しくは p39参照	48
【補】	特別海外交流補助			/
	欠席願	試合日の21日前まで	詳しくは p23～24参照	/
	石岡総合体育館利用申し込み	利用の3か月前から 7日前まで	市ヶ谷 会議室案内所 TEL. 03-3264-9396 多摩 多摩体育課 TEL. 042-783-2732 小金井 学生生活課 TEL. 042-387-6042	

【補】：補助金関係 【会】：会計関係

※体育会HPの「体育会関係者の方へ」よりリーダーズミーティング冊子を見ることができます。
https://www.hosei.ac.jp/koho/taiikukai/171009_01.html